

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画を策定しましょう！

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法(※)では、常用雇用者101人以上の事業主に対して、一般事業主行動計画の策定・届出・公表、女性の活躍に関する情報の公表が義務付けられています。

常用雇用者100人以下の事業主であっても、積極的に行動計画を策定し、女性が働きやすい魅力ある職場づくりに取り組むことで、優秀な人材の確保や職場定着等につながることを期待できます。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

注意 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画は、「仕事と子育ての両立」を図るために策定する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とは異なりますのでご注意ください。

<一般事業主行動計画 策定・届出までのステップ>

ステップ1 現状把握

以下の4項目について、自社の状況を確認しましょう。

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ② 男女の平均継続勤務年数の差異
- ③ 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況
- ④ 管理職に占める女性労働者の割合

ステップ2 課題分析・目標設定・取組内容の決定

自社の課題を分析して数値目標を設定し、具体的な取組内容を決定しましょう。

ステップ3 行動計画の策定・社内周知・公表・届出

行動計画の形に取りまとめましょう。行動計画を策定したら、社内外へ周知するとともに、富山労働局へ届出を行いましょ。

女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について学生をはじめとした求職者が簡単に閲覧できるように公表しましょう。

行動計画策定のメリット

- ・女性が働きやすい魅力ある事業所であるという**イメージアップ**が図られます。
- (以下、努力義務者(常用雇用者100名以下))の場合
- ・**県の建設工事の入札参加資格審査において加点**されます。
- ・**県の物品等の調達契約の入札参加資格審査において加点**されます。
- ・**県の庁舎等の清掃、設備保守業務等の役務の調達契約の入札参加資格審査において加点**されます。

行動計画の届出は労働局まで

策定されましたら、富山労働局へ届出をお願いします。

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働局雇用環境・均等室 TEL076-432-2740

~一般事業主行動計画の策定を支援いたします(無料)~

計画策定支援のため、社会保険労務士の資格をもつ『**両立支援・女性活躍推進員**』を企業に派遣します!計画策定の具体的な手順をアドバイスしますので、お気軽にお問合せください。(受託先:富山県社会保険労務士会 TEL:076-441-0432)

例1

行動計画

〇〇株式会社

- ・計画期間
〇年〇月~〇年〇月
- ・目標
採用者に占める女性の人数を●人以上とする。
- ・取組内容・実施時期
〇年〇月
女性の採用方針と目標の設定
〇年〇月
女性採用拡大のため、募集条件・就業規則の見直し
〇年〇月
女性採用拡大に向けたインターンシップの実施

例2

行動計画

株式会社■■■■

- ・計画期間
〇年〇月~〇年〇月
- ・目標
男女ともに平均継続年数を●年以上とする
- ・取組内容・実施時期
〇年〇月
産前産後休暇・育児休業取得の推進を社内へ通知
〇年〇月
長時間残業を削減するため、ノー残業デーを徹底
〇年〇月
働き方に関する管理職へのマネジメント研修を開催